

保育をめぐる情勢

～こども未来戦略方針—配置基準改善・こども誰でも通園制度

逆井直紀(さかさいなおき) <全国保育団体連絡会・保育研究所>

1

2. 最新の情勢を踏まえて

(1) 配置基準改善

1) 実施時期、実施方法

保育所等の運営に関する改善事項

(こども未来戦略(加速化プラン)、令和6年度予算案等における対応)

職員配置基準の改善、処遇改善等(加速化プラン)

○4・5歳児職員配置基準の改善(30:1→25:1)

こども未来戦略(案)を踏まえ、4・5歳児の職員配置基準は30対1から25対1へと改善し、それに対応する加算措置(※)を設ける。これと併せて最低基準の改正を行う(経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げない。)

(※)チーム保育推進加算やチーム保育加配加算を取得している施設は、25:1以上の手厚い配置が実現可能となっているため、引き続き、当該加算のみを適用。

また、3歳児についても、4・5歳児と同様に最低基準の改正(20:1→15:1)を行う。

※1歳児については、2025年度以降、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に6対1から5対1への改善を進める。

- 2) 貴重な一歩だが、残念ながら不十分な改善
—さらなる改善につなげられるか
- 3) 処遇改善は？

令和5年人事院勧告を踏まえた保育士等の公定価格上の人件費の改定 成育局 保育政策課

趣旨・目的

○ 保育所・幼稚園・認定こども園等に従事する職員について、令和5年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士・幼稚園教諭等の処遇改善を行う。

事業の内容

○ 公定価格の算定にあたっては、人件費・事業費・管理費等について、各々対象となる費目を積み上げて算定しており、そのうち、人件費の額については、国家公務員の給与に準じて算定している。

○ 給与法の改正後に、令和5年人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定内容を補正予算により予算に反映した上で、国家公務員給与の改定に準じて令和5年4月まで遡って公定価格の引上げ等を行うとともに、引き続き令和6年度予算案においても反映を行う。

(参考) 令和5年人事院勧告の内容

① 初任給を始め若年層に重点を置いて俸給月額を引き上げる

② ボーナスを0.1月分引き上げる(4.4月~4.5月)

※上記の①②を反映した場合の公定価格上の人件費の改定率：+5.2%

実施主体等

【対象】 私立保育所・幼稚園・認定こども園等に従事する職員

【実施主体】 市町村

【補助率】 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

※事業主拠出金充当後の負担割合

9

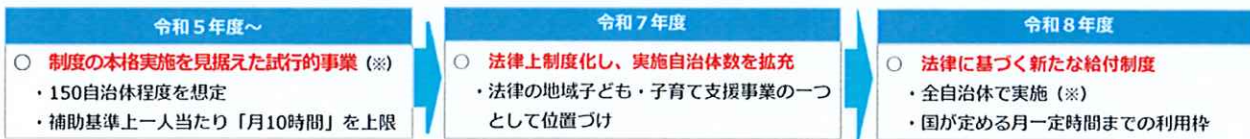
(2) こども誰でも通園制度の創設

- 1) 本格実施を見据えた試行的事業の検討会の「中間とりまとめ」
- 2) 新たな給付—補助金事業との違い
- 利用者—市町村は認定、事業者—市町村が指定(監査も)

検討の方向性

- 現行の幼児教育・保育給付とは別に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付(「こども誰でも通園制度(仮称)」)を創設する。
- 2025年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、2026年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体においてこども誰でも通園制度(仮称)を実施できるよう、**所要の法案を次期通常国会に提出する。**

【本格実施に向けたスケジュール】



第九回こども未来戦略会議 (2024.12.22)

4

3) 現時点で見えていること

① 就労の有無を問わない、定期的な預かりと自由利用

特に、自由利用は一時託児（スポット保育）の市場化ねらい

【利用方法（定期利用・自由利用）】

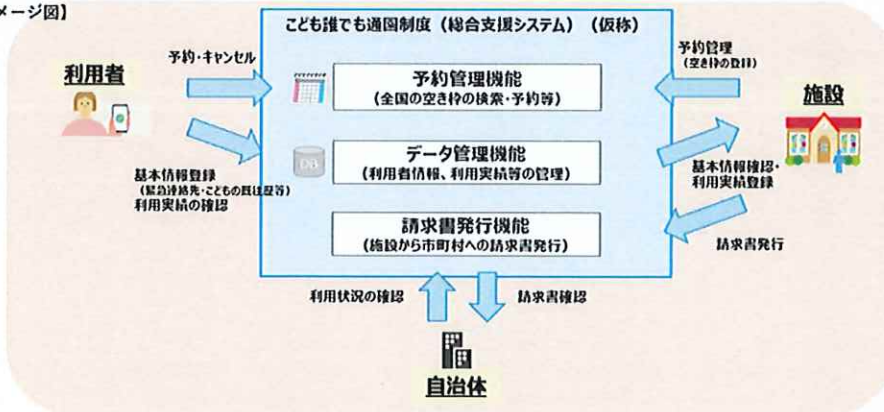
○ 利用の方法として、定期利用・自由利用といった方法が考えられる。両者のそれぞれの特徴や留意点は以下の通り。

	定期利用	自由利用
考え方	利用する園、月、曜日や時間を固定し、定期的に利用する方法	利用する園、月、曜日や時間を固定せず、柔軟に利用する方法
利用する場合の予約方法	(例) ・ 利用開始前に空いている定期利用枠の確認を行い、一定期間内の利用枠を予約	(例) ・ 利用前月の一定期日より翌月分の予約 ・ 空いていれば、利用希望の直前まで予約
特徴	<ul style="list-style-type: none"> 事業者にとっては利用の見通しが立てやすく、職員の手配が組みやすい。保護者との関係も作りやすい 子どもにとっては、慣れた職員と継続的な関わりを持つことができ、育ちをフォローしてもらえる 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの状況や保護者のニーズに合わせて柔軟に利用可能 様々な事業所を利用することで、多くの保育士、多くの子どもと触れ合うことができる
留意点	<ul style="list-style-type: none"> 特定の事業者を利用できることが固定化され、途中利用しづらい 施設にとって、空き状況に応じた柔軟な受け入れが困難 	<ul style="list-style-type: none"> 利用の都度予約する手間がかかる 施設にとっては、利用の見通しが立たず、受入体制を整えづらい 慣れるのに時間がかかることもある

※ 全国的な統一システムで、全国の空き施設から予約もかんたん

○ 令和5年補正予算において、子ども誰でも通園制度（仮称）の創設に向けたシステム構築に係る経費を措置し、子ども家庭庁において執行することとしており、令和7年度からの運用を目指し、令和5年度中に仕様書を作成する。

【イメージ図】



② 試行的事業は上限月10時間

補助単価

子ども1人1時間あたり850円、
障害児の受入れ1時間あたり400円加算を原則

利用者負担1人1時間あたり300円が標準

この他、賃借料補助、改修費補助、施設整備費補助 あり

試行的事業実施要綱案など (2023. 12. 25)

7

③ 直接契約 問われる公的責任 児童福祉法24条1項との関係

④ 給付制度

利用料の徴収は事業者

出来高払いが一般的

⑤ 6か月～2歳児の発達特性の無視・軽視

生活パターンの異なる子どもの受入れの困難さに対する無理解

8

⑥ 保育所の空き定員だけでない多様な受入れが想定されている

一時託児の普遍化？

未知なる多様な子ども（家族）を受けとめるには、十全な体制が不可欠

試行的事業に関する中間とりまとめ案（2023.12.25）

- 試行的事業における人員配置については、令和5年度のモデル事業と同じく、一時預かり事業の配置基準と同様とする。

現行の一時預かり事業の基準

①一般型においては、

- ☞ 乳幼児の年齢及び人数に応じて保育従事者を配置し、そのうち保育士を1/2以上。
- ☞ 保育士以外の保育従事者は研修（子育て支援員研修または、家庭的保育者基礎研修と同等の研修）を修了した者。
- ☞ 保育従事者の数は2人を下ることはできないが、保育所等と一体的に実施し、当該保育所等の職員による支援を受けられる場合には、保育士1名で処遇ができる範囲内において、保育従事者を保育士1人とすることができる。
- ☞ 1日当たり平均利用児童数が3人以下の場合には、家庭的保育者を保育士とみなすことができる。

②余裕活用型においては、

- ☞ 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に定める保育所の基準等を遵守。
- ☞ クラス定員に対する人員配置で対応が可能。

※障害児を受け入れる事業所では、職員配置基準に基づく職員配置以上に保育従事者を配置する場合には、補助基準上の加算がある。

「効率」重視の現行の一時預かり事業のようなギリギリの体制での対応は危険 子どもの安全は守れるのか？

月刊『保育情報』1月号のコメント

丁寧に受け入れようとする施設にはさらなる負担・困難

⑦ 保育を「託児・預かり」に変質させる意図？

⑧ 子育て世帯・保護者の願いを捻じ曲げているのでは？

一時託児（スポット保育）が、真の要求なのか

もっと総合的な支援を

低年齢児保育、一時預かり事業の経験をもつ保育所関係者からの発信が重要

これが生き残りの道か？



3. 何を指すべきか

(1) 現行保育所制度の拡充を

1) 定員割れの危機への対応

「子ども誰でも通園制度」・認定こども園化に求めるのではなく
配置基準・公定価格の抜本的改善を求め実現する道展望する

※我が園だけが生き残るという選択肢でなく、
地域・自治体とともに改善を勝ち取る視点を

2) 保育の対象を、就労など専ら保護者の状況をもとに限定してきた
現行制度の限界を認識し、すべての子どもの権利として、
保育を保障することにつなげられるか否かが問われているのは？

(2) 保育所と子育て家庭との濃厚な関係を軸に、母子保健・療育・社会的養護等種々のネットワークで、子育て家庭・子どもを支える

その重層的なネットワークは、競争関係の中では生まれない
重要なのは公的責任性の維持・拡充